

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、「平成30年度税制改正」により、令和2年の1月から給与所得控除や基礎控除などが見直されており、これから年末調整事務が始まりますので、その内容について説明いたします。

個人課税の制度は「一つの会社で定年まで勤め上げる」といったライフコースをもとに作られてきましたが、近年は働き方の多様化が進んでいます。このような時代の変化を受け、「働き方改革」を推進する観点から改正が行われました。年収が850万円を超える会社員や公務員などが増税となり、フリーランスや自営業者の大半が減税になります。収入が多い年金受給者は増税になります。

**給与所得控除を一律10万円引き下げ**

**給与所得控除**とは、所得税などを計算する際に年収から差し引かれる控除額（会社員の経費とみなします。）のことです。**令和2年からは、一律で10万円引き下げられることになりました。**また、給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられるため、年収が850万円を超える人は10万円以上の引き下げとなってしまいます。

（計算例）年収860万円の場合

（改正前） $860万円 \times 10\% + 120万円 = 206万円$   
…………（給与所得控除額）

（改正後）195万円 ……（給与所得控除額）

\* 現行から11万円の引き下げになります。

**公的年金等控除額の見直し**

**公的年金等控除額は一律10万円引き下げられました。**また、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えた場合や年金収入が1,000万円超の場合、原則65歳以上の人を対象となる公的年金等控除額が段階的に減ることになります。

**基礎控除は基本的に一律10万円引き上げ**

すべての納税者に適用される基礎控除の金額は、これまでは収入に関係なく一律38万円でした。

**改正後は最大48万円に引き上げられますが**、合計所得金額が2,400万円を超えると所得に応じて段階的に減っていき、2,500万円超では控除額がゼロとなり基礎控除は適用されません。

また、改正に伴い、住民税の基礎控除額にも変更が生じます。住民税は、都道府県または市町村が計算するもののため、年末調整業務に直接影響はありませんが、令和3年6月以降の給与から天引きされる徴収税額が影響されることになります。

**所得金額調整控除を創設**

給与所得控除の上限額が引き下げられたことにより、年収が850万円を超えると税金の負担が増えてしまいます。そこで、子育て・介護中の人への配慮から、**所得金額を調整するための制度として「所得金額調整控除」が創設されました。**

年収850万円超で、①本人が特別障害者、②23歳未満の扶養親族がいる、③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる、のいずれかに該当する場合、**（給与などの収入金額－850万円）×10%**で算出された金額を調整額として控除します。

\*（改正後の計算例）

給与等の収入金額が900万円、23歳未満の扶養親族がいる場合

〔給与等の収入金額〕〔給与所得控除額〕〔給与所得〕

900万円 - 195万円 = 705万円…①

〔所得金額調整控除〕

**（900万円－850万円）×10%＝5万円…②**

〔算式〕

①705万円－②5万円＝700万円

\*（改正前の計算例）

900万円－（900万円×10%＋120万円）

＝690万円

**ひとり親控除の創設・寡婦（夫）控除の見直し**

これまで寡婦（夫）控除は、対象となる「ひとり親」の定義が「離婚・死別」となっており、未

婚の場合は適用されていませんでした。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていましたので、今回の改正では公平な税制支援が行われました。

今後は、**離婚歴や性別にかかわらず、本人の所得金額が500万円（年収678万円）以下の単身者で生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）がいる場合、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。**ただし、本人の所得合計金額が500万円（年収678万円）以下の単身者で子以外の扶養親族がいる寡婦、または扶養親族がない寡婦は、引き続き寡婦控除として控除額27万円が適用されます。

なお、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となっています。

### 配偶者・扶養親族などの控除要件は変更なし

源泉控除対象配偶者、扶養親族・同一生計配偶者、勤労学生の所得金額要件が10万円ずつ引き上げられました。この変更は給与所得控除・基礎控除の見直しと所得金額調整控除の創設による適用範囲への影響に配慮したものです。

改正後も年収ベースでの変更はないので、控除のために就業調整を行っている場合もこれまでの出勤ペースで問題ありません。配偶者や扶養親族が給与所得以外の収入を得ている場合は、控除を適用するための所得制限額が10万円拡大されることとなります。

### 青色申告特別控除額の改正

**青色申告特別控除額が、現行の65万円から改正後55万円に引き下げられました。**ただし、青色申告特別控除の適用要件に加えて、e-taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

#### ○65万円の青色申告特別控除を受けるための要件 〔令和元年分確定申告まで〕

- (1) 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）
- (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書など添付
- (3) 期限内申告

#### 〔令和2年確定申告から〕

上記(1)から(3)に加えて

- ・ e-taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存が要件となります。



### 「酉の市」

酉の市とは、11月の酉の日（十二支）を祭日として、浅草の酉の寺（鷲在山長國寺）や各地の鷲神社、大鳥神社で行われる開運招福・商売繁盛を願う祭りで、江戸時代から続く代表的な年中行事です。熊手や招き猫などの縁起物を買ひ、一年の無事と来る年の福を願います。酉の日は12日ごとに回ってくるので、1回目を一の酉、2回目を二の酉といいますが、11月に3回巡ってくる年もあり、三の酉まである年は火事が多いといわれています。

元々は現在の足立区大鷲神社の近くに住む農民が鎮守である「鷲(おおとり)大明神」に感謝した収穫祭でした。なお、令和2年の酉の市は、11月2日(月)、14日(土)、26日(休)の三の酉となっています。

### 11月の税務と労務

- ・ 国税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・ 国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月16日
- ・ 国税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・ 国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・ 国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・ 地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

### 12月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・ 国税／11月分源泉所得税の納付 12月10日
- ・ 国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月4日
- ・ 国税／4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・ 国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月4日
- ・ 地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内